（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）

第四条　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　廃棄物（廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。第八号及び第三十二号において同じ。）の輸入及び輸出に関すること。

六～十　（略）

十一　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること。

十二　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

十三　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

十四　指定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。）の指定に関すること。

十五　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること。

十六　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）。

十七～三十一　（略）

三十二　前各号に掲げるもののほか、本省の環境再生・資源循環局の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発並びに関係機関との連絡調整に関すること（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。

（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務）

第六条の三　放射能汚染廃棄物対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること。

三　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二項第一号、第九条、第十一条、第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）

第四条　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　廃棄物（廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。）の輸入及び輸出に関すること。

六～十　（略）

十一　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

十二　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

十三　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

十四　指定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。）の指定に関すること（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

十五　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

十六　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の保管及び特定廃棄物（同法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。第六条の三第一項第七号において同じ。放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

十七～三十一　（略）

三十二　前各号に掲げるもののほか、本省の廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発並びに関係機関との連絡調整に関すること。

（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務）

第六条の三　放射能汚染廃棄物対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（福島県の区域に係るものに限る。）。

三　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること（福島県の区域に係るものに限る。）。